（電信・書籍・郵便）　（本號六面）　明治廿三年十月廿七日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百二十號　月曜日
明治廿三年十月廿七日
舊暦庚寅九月十四日（辛巳）
月出午前五時五十九分　月入午後四時五十二分
朔望午後四時四十一分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價
郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて郵送スルモノニ限り右定價の外に一箇月十五錢の郵送料を申受ク

時事新報廣告料前金

	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行	十錢	十錢	十錢五厘
二行	十二錢	十一錢	十錢五厘
三行	十四錢	十二錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

勤儉政略

帝國議院の召集令も既に發布せられたれば來月中には目出たく國會の開設を見るの都合にして民間は勿論多年政府にて苦慮周旋したる所も先づ以て一段落を完了したる次第あれば今後の政略上自から面目を新むるものあるべきは我輩の竊に期する所なり世間にては動もすれば政府の國會に對する政策如何を問ひ政府部内に於ても亦彼是と評議する所あるが如くなれども其言多くは國會の權限等に關するものにして畢竟法律上の問題に過ぎず勿論我輩に於ても常に其得失を考へ是れまで折に觸れ節見を開陳したるみとも懼々にして今後とも着意怠らざる者なれども此等法律の問題を別にして先づ斯國を經綸せんが爲めには政務の大體を如何にすべきや其方針を何れの邊に向けて然るべきやと凡そ政府の智眼識力すべき要點を定むるに非ずんば萬般の施設常に齟齬して今度の一段落も未だ以て一段落と看做すに足らざるの憾ある可し熟々既往を顧るに日本國内は官と民とに別なく社會一般文明の潮流を迎へんが爲めに國の實力を投散したるみと果して幾干あるや之を統計に精査するまでもなく普く世人の默睹する所にして維新兵馬の餘弊を承けたる國民にてありながら能く其任に堪へて二十餘年を無事に消過しさりとは驚くべき慶事と云はざるを得ず文明を買ふの代價を拂へば其文明の効能も亦然しからざりしみとなれば今更へて惜むに足らざれども文明には虛あり實あり實を得んとすれば虛も亦來る今後國民の心得べきは虛を去り實を取るにあるや無論あれども國交際の事なり海陸軍の事なり諸般の制度なり水陸の運輸なり其他實利害に關する凡百の所業を計畫し之が改良進步を促して文明の面目を全ふせんとするに於ては多々ます〳〵資財を要する計りにして一々これを拒求せんとすれば殆んど際限あるべからず社會無限の關係を外にして簡單に除弊興利の理を論ずるときは奇計妙策湧くが如しと雖も唯その方策をして能く成効せしむるものは一の資財に外なきが故に其程度を量らずして徒に收得に急ならんとすれば前見豆に不測して其結果遂に云ふ可らざるに至るみとあるべし故に資財の要は文明實業を目的として其手段は人民に民力に伴ふて平行を亂さゞるに在るのみ即ち文明富强の第一着は民力の振興にして民力振興の第一着は今日の我國に於て勸儉の外また他なきが如し

文明進步の社會に處しては朝野ともに儉を守るみと茲だ難しと雖も國情の許さゞる所は力めて流行の潮勢を防抑するの工風肝要なれば勸儉の一事は政略の要義として力を極めて其方向を示すみと今後當局者の最大任務なる可し昨年十二月内務大臣山縣伯が各地方長官へ發したる訓令の文中に云へるみとあり「地方の經濟は其要勸儉にあり奢美相競ふ」は殖産備に進むの國に在りて最も富源の毒を流すものなり親民の官は宜しく清廉を守り貨利豪華の習を精斥せざる可らず地方の風氣一たび敗るゝときは人心離散して復た收拾す可らざるに至らむ」云々と是れ豈特り地方を責むるの言あらんや今や山縣伯は内閣總理大臣の地位にありその政略必ず大に見るべきものあらんは我輩の竊に待つ所あれども今日に至るまでは政府に於ても國會の準備等に取紛れたるとあるべく自今以後みな人心も漸く一段落に際會したるの思をあし第二の成行を眺めんとして正に政略一新の機會あれば瑣末の事は兎も角も其大體を確定して將來内閣に多少の更迭あればとて夫れが爲めに動搖を受けざるの根本を養ふときは立國施政の基本始めて其緒に就くべきなり

雜報

○養蠶地方購買力の減少　此三年來諸商賈の不景氣にして全國到る處困難の嘆聲を聞かざるなきの中に立ちて獨り不景氣知らずの春を催し居りしは長野、群馬、福嶋等の養蠶地方にして現に昨年の如きも各地方何れも不振の景況ありしに拘はらず此等地方には相應の取組行はれて諸商品の捌口中々に宜しく諸商家は恰かも萬綠叢中の紅一點として區を屬し今年に入りても他の地方よりは遙かに商賈高の多數を占め居りしみとなるが先項より爲換相場騰勢の爲めに生絲の輸出離滯を極め漸く横濱に荷物の數を增加したる以來此等養蠶地方に向けての商品は何れも其賣模樣を一變し取引更角活潑なりと云ふ前號の米作地方に商機動かんとするの事實ありと共に經濟社會自然の進退を見るに足るべきものならんと云へり

○新聞通信社員の裁判　明治二十二州有志會の文書を紙上に掲げて新聞紙條例に依り處刑されたる新聞紙は各地に多きからざる事なるが名古屋新聞通信社員は此文書を發行し所附したるものありとて出版條例によりて處刑せられたり此類の通信社は全國に寡からず以後は皆出版條例によりて支配さるゝものと知らる其官廳書左の如し

裁判官廳書

愛知縣名古屋市檜木町士族
名古屋新聞通信社長
三枝光太郎
二十九年十月

右出版條例違背事件審理を遂ぐ名古屋新聞通信社長として東京大坂各新聞社へ通信を爲し居るものにして第一兼て名古屋新聞通信社員光太郎は明治二十三年九月十一日當名古屋市桑田秋琴樓に於て關西二十二州有志會と稱する會場に臨み其有志者の決議したる内閣大臣に辭職を勸告するの文書を小室重弘より受領し同社員幸吉に命じ印刷せしめ内務省へ相當の屆出をなさず時事新報外十五社へ恣に送付せしものなり

第二光太郎は右出版したる山縣總理大臣に提出する文書は憲法第六十七條中政府の特權を以て憲法以上に別に擅なるものにして國家の汚點なり國家の恥辱なり云々闇に此特權を返上し率りに憲法以上に別に政府の特權少なきみとを明らかにせざるべからざるの文書を贈告し内閣大臣を以て該條を遵守せざるべからざるの文書を目的に出でたる朝憲紊亂せんとするの文書を幸吉をしてカンテン版を以て印刷せしめ且つ時事新報外十五社に送付發行せしめたるものなり

第三幸吉は山縣總理大臣に提出するものなり憲法第六十七條該條は國家の汚點なり恥辱なりと輪告し内閣大臣をして知らしめんとするの文書あるみとを丁寧なるも光太郎の命を受け該文書をカンテン版を以て印刷し翌十二日時事新報外十五社へ送附發行したるものなり

右出版條例違背事件審理を遂ぐ名古屋新聞通信社長として東京大坂各新聞社へ通信を爲し居るものにして第一兼て名古屋新聞通信社員光太郎は明治二十三年九月十一日當名古屋市桑田秋琴樓に於て關西二十二州有志會と稱する會場に臨み其有志者の決議したる内閣大臣に辭職を勸告するの文書を小室重弘より受領し同社員幸吉に命じ印刷せしめ内務省へ相當の屆出をなさず時事新報外十五社へ恣に送付せしものなり

第二光太郎は右出版したる山縣總理大臣に提出する文書は憲法第六十七條中政府の特權を以て憲法以上に別に擅なるものにして國家の汚點なり國家の恥辱なり云々闇に此特權を返上し率りに憲法以上に別に政府の特權少なきみとを明らかにせざるべからざるの文書を贈告し内閣大臣を以て該條を遵守せざるべからざるの文書を目的に出でたる朝憲紊亂せんとするの文書を幸吉をしてカンテン版を以て印刷せしめ且つ時事新報外十五社へ送附發行したるものなり

第三幸吉は山縣總理大臣に提出するものなり憲法第六十七條該條は國家の汚點なり恥辱なりと輪告し内閣大臣をして知らしめんとするの文書あるみとを丁寧なるも光太郎の命を受け該文書をカンテン版を以て印刷し翌十二日時事新報外十五社へ送附發行したるものなり

右出版條例違背事件審理を遂ぐ名古屋新聞通信社員光太郎は明治二十三年九月十一日當名古屋市桑田秋琴樓に於て關西二十二州有志會と稱する會場に臨み其有志者の決議したる内閣大臣に辭職を勸告するの文書を小室重弘より受領し同社員幸吉に命じ印刷せしめ内務省へ相當の屆出をなさず時事新報外十五社へ恣に送付せしものなり

同縣同市主税町寄留本縣士族
名古屋新聞通信社員
梶原幸吉

右出版條例違背事件審理を遂ぐ名古屋新聞通信社員光太郎は明治二十三年九月十一日當名古屋市桑田秋琴樓に於て關西二十二州有志會と稱する會場に臨み其有志者の決議したる内閣大臣に辭職を勸告するの文書を小室重弘より受領し同社員幸吉に命じ印刷せしめ内務省へ相當の屆出をなさず時事新報外十五社へ恣に送付せしものなり

第二光太郎は右出版したる山縣總理大臣に提出する文書は憲法第六十七條中政府の特權を以て憲法以上に別に擅なるものにして國家の汚點なり國家の恥辱なり云々闇に此特權を返上し率りに憲法以上に別に政府の特權少なきみとを明らかにせざるべからざるの文書を贈告し内閣大臣を以て該條を遵守せざるべからざるの文書を目的に出でたる朝憲紊亂せんとするの文書を幸吉をしてカンテン版を以て印刷せしめ且つ時事新報外十五社へ送附發行したるものなり

第三幸吉は山縣總理大臣に提出するものなり憲法第六十七條該條は國家の汚點なり恥辱なりと輪告し内閣大臣をして知らしめんとするの文書あるみとを丁寧なるも光太郎の命を受け該文書をカンテン版を以て印刷し翌十二日時事新報外十五社へ送附發行したるものなり

○新聞通信業別項に見ゆる如く名古屋新聞通信社員は此程同地に於て催したる關西二十二州有志會の文書を蒟蒻版に摺り立て之を兼て約束ある各新聞社に送りたるに此所爲は出版條例第三條及び第二十四條に違犯したるものなりとて名古屋輕罪裁判所に於て罰金の刑に處せられたり一兩年前東京府下に時事通信社なるもの起り其社にて採知したる事柄を各新聞社又は一個人の依頼に應じて日々或は時々配達す初めは專に蒟蒻版を用ひ一萬字に代へ居たるも事務の繁多を增すに從ひ今は活字を以て印刷配付し居れり此類の通信は詰り新聞發行に紛らはしとして其以前は各地に於ても斯る業に從事するものなかりしが右の通信社起りて其事業は次第に繁昌し世間誰れ知らぬものもなき有樣となりたれども當つて違法の所業として其の筋の汁憲さへ受けたるみとなきより世間にても斯かる通信は新聞出版兩條例の支配を受く可きものにあらずとの感念を抱くもの多く其結果にや府下に新聞用達會社起り專で各府縣にも斯の業を營むもの出で來りて今は全國を通算すれば其數枚擧に遑あらざるべし其方法は名古屋通信社の爲す所と大抵大同小異なれば以後は斯る通信事業は無論出版條例の支配を受けざる可からず然る時は是等の營業者は直ちに營業を廢止するの外、道ある可からず第一出版條例の支配の下に立つ時は容易に報道を發するみと能はず何となれば日々の出來事に疏き隨て聞けば隨て報じ一切取捨は各依聞者の判斷に任せて法律上の責任は負はざる事あり斯る報道の今日に行るゝ所以は違し現行新聞紙條例

○陸軍々樂隊本隊　麹町区三枝光太郎

○新聞紙條例違背事件裁判所

裁判官　大塚安樹
裁判所書記　齋藤清之丞
明治二十三年十月二十一日於名古屋輕罪裁判所

○新聞紙條例違背事件裁判所

裁判官　大塚安樹
裁判所書記　齋藤清之丞
明治二十三年十月二十一日於名古屋輕罪裁判所

○陸軍々樂隊本隊　麹町区三枝光太郎

右名義を以て設立したる　ガツルドの信實と云ふは左の如し

亞米利加合衆國賣藥會社

て日本に向つての本社を以て東京の博覽會を カゴに開會する萬國大 爲め該地へ向け出發せ 右の證として社長グー 莊に姓名を手記し千八 シカゴ府に於て萬國博

○米國萬國博覽會の日本 府下東京ホテルに滯留す 氏に付去る十月一日の紙 て同氏は博覽會の會社よ 并に同役員の内と何事 も知らず云々又翌二日の の委員たるや否やは知る 國務卿より我日本へ美術 て巡廻せしめたるものに も我外務省へ宛て右等の に付き同氏の去ふ所に據 員たるは云ふ迄もなく來 見の四百年祭を期して シ の代表委員たるも事實 は米國政府に於て開會す 社にて開會するものなれ るにも直接に會社より るに過ぎず故に我國駐在 會社よりの委任狀を示す のあるみとを知らざりし 飯を通じて委任狀をも と云ふは左の如し

亞米利加合衆國賣藥會社

右名義を以て設立したる　ガツルドの信實と云ふは左の如し

亞米利加合衆國賣藥會社

て日本に向つての本社を以て東京の博覽會を カゴに開會する萬國大 爲め該地へ向け出發せ 右の證として社長グー 莊に姓名を手記し千八 シカゴ府に於て萬國博

○陸軍々樂隊本隊　麹町区三枝光太郎

以は違し現行新聞紙條例
る以上は報道者を罰する
に報道するものは其事項
たるを以て斯くは報道に
唯だ德義上報道の眞僞に
ものならん然るに今や法
報道を發するも出版條例
詳細を悉したる報道は到
は如何樣にもなるべしと
る次第は出版條例第三條
キへ發行ノ日ヨリ到達シ
三部ヲ添ヘ内務省ヘ屆出
に聞込みたる事柄を時々
は素より叶はず今日の出
者に配布す可からず新聞
の定りたる今日は斯る業
能く〳〵研究すべしと存
○米國萬國博覽會の日本
府下東京ホテルに滯留す
氏に付去る十月一日の紙
て同氏は博覽會の會社よ
并に同役員の内と何事
も知らず云々又翌二日の
の委員たるや否やは知る
國務卿より我日本へ美術
て巡廻せしめたるものに
も我外務省へ宛て右等の
に付き同氏の去ふ所に據
員たるは云ふ迄もなく來
見の四百年祭を期して シ
の代表委員たるも事實
は米國政府に於て開會す
社にて開會するものなれ
るにも直接に會社より
るに過ぎず故に我國駐在
會社よりの委任狀を示す
のあるみとを知らざりし
飯を通じて委任狀をも
と云ふは左の如し